

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい雇用環境を整備するために、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間

2. 課題

課題1：特定の部署、担当者、特定の時期において時間外勤務が多い職員がいる。

課題2：キャリアアップを目指す職員が少ない。

課題3：出産、子育てを機に女性職員が退職する傾向がある。

課題4：有給休暇の取得率が低い。

3 目標と取組み内容

目標1：職員の時間外勤務（医師を除く）を一人当たり8時間／月以内とする

（取組内容）

2019年度一人当たりの時間外労働は5.7時間／月

特定の部署、担当者、特定の時期において勤務時間外の多い職員を調査し、業務量・業務内容を改善する。

目標2：キャリアアップに対する院内規程を整備し、資格取得を支援する

（取組内容）

専門資格取得を推進するために、院内規程を整備し、資格取得のための費用や学校通学時の勤務日免除等を支援する。

目標3：職員の離職防止を図る

（取組内容）

育児休業者の復帰を促進する。（短時間正職員制度の利用者を増やす）

院内保育所の更なる充実を行い、利用促進を図る。

育児休業中の職員と先輩職員とのママさん交流会を開催し、育児と就業の両立についての情報交換の場を設ける。

目標4：年間有給休暇取得日数を12日／人とする

（取組内容）

2019年度年間有給休暇取得日数は一人当たり平均12日

業務改善・仕事内容・人員配置の見直しを行い有給休暇の取得を促進させる。

※公表事項 管理職に占める女性労働者の割合 50%